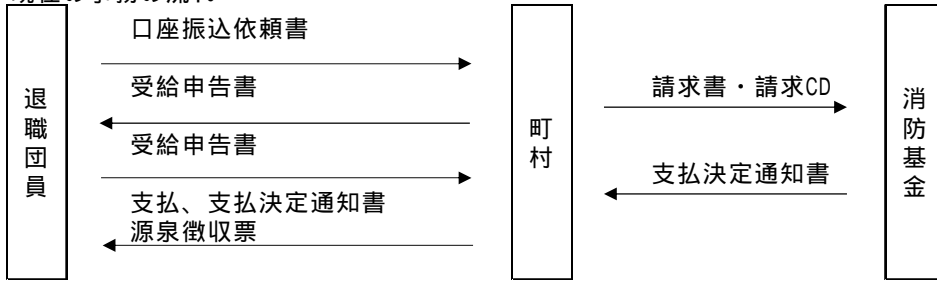


令和2年12月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第157号	議案名	鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村総合事務組合規約の変更について			
目的	鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務を追加することに伴い、同組合の事務の追加、規約の変更をするもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年度から、消防団員に対する消防賞じゅつ金の支給、消防団員の退職報償金の支給に関する事務を、鳥取県町村総合事務組合で共同処理する予定である。</p> <p>鳥取県町村総合事務組合で共同処理するにあたり、組合の事務の追加、規約の変更について、構成する団体の議会議決が必要となる。</p> <p>2 消防団員に対する消防賞じゅつ金の支給に関する事務</p> <p>消防団員が消防業務に従事して、傷害を受けそのため死亡し又は障害の状態となった場合に支給</p> <p>【現在】</p> <p>現在の事務の流れ</p> <pre> graph LR     A[退職団員] -- ①事故報告 --&gt; B[町村]     B -- ②事故報告 --&gt; C[審査委員会]     C -- ③審査・決定 --&gt; B     B -- ④支払 --&gt; A </pre> <p>【令和3年度以降】</p> <p>事務の流れ</p> <pre> graph LR     A[退職団員] -- 事故報告 --&gt; B[町村]     B -- 事故報告書 --&gt; C[組合]     C -- 審査・報告 --&gt; D[審査委員会]     D -- 審査・報告 --&gt; C     C -- 支払決定通知書 --&gt; B     B -- 支払、支払決定通知書 --&gt; A </pre> <p>3 消防団員退職報償金の支給に関する事務について</p> <p>消防組織法の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に退職金を支給。</p>					

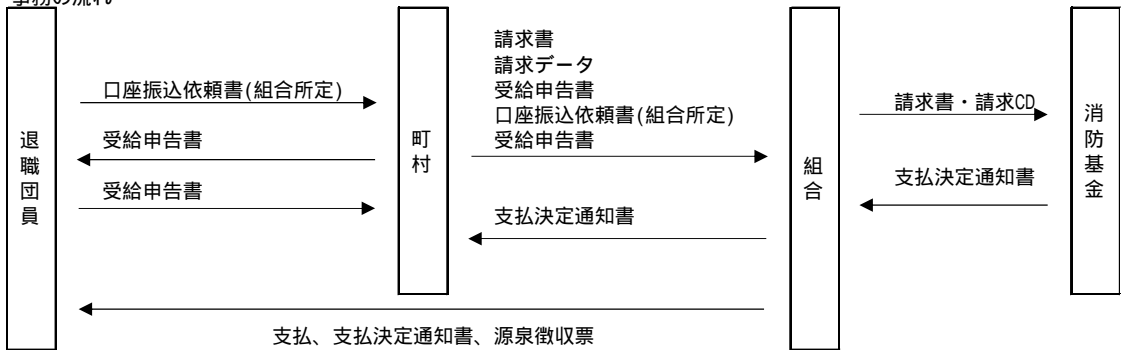
【現在】

現在の事務の流れ



【令和3年度以降】

事務の流れ



【参考】

構成する町村及び団体（20団体）

岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合

現在、同組合で共同処理している事務

- ・ 職員の退職手当の支給に関する事務
- ・ 消防団員等の損害補償に関する事務
- ・ 非常勤職員の公務災害に関する補償事務

補足事項